

「行政文書の管理に関するガイドライン」改正案 新旧対照表

平成 31 年 2 月 〇日
 内閣総理大臣決定

行政文書の管理に関するガイドライン（平成 23 年 4 月 1 日内閣総理大臣決定）の一部を次のとおり改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第 2 管理体制</p> <p>[1 略]</p> <p><u>2</u> 公文書監理官 大臣官房に置く公文書監理官は、総括文書管理者の職務を助け、及び公文書管理に係る通報の処理に関する事務を行うものとする。</p> <p><u>3</u> 副総括文書管理者</p> <p>(1) 〇〇省に副総括文書管理者 1 名を置く。</p> <p>(2) 副総括文書管理者は、〇〇課長をもって充てる。</p> <p>(3) 副総括文書管理者は、1-(3)-①～⑥に掲げる事務について<u>総括文書管理者及び公文書監理官</u>を補佐するものとする。</p> <p><u>4</u> 文書管理者</p> </div>	<p>[同左]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第 2 管理体制</p> <p>[1 略]</p> <p>[加える。]</p> <p><u>2</u> 副総括文書管理者</p> <p>(1) 〇〇省に副総括文書管理者 1 名を置く。</p> <p>(2) 副総括文書管理者は、〇〇課長をもって充てる。</p> <p>(3) 副総括文書管理者は、1-(3)-①～⑥に掲げる事務について<u>総括文書管理者</u>を補佐するものとする。</p> <p><u>3</u> 文書管理者</p> </div>

[略]

5 文書管理担当者

[略]

6 監査責任者

[略]

7 職員の責務

[略]

《留意事項》

[〈管理体制の意義〉・〈総括文書管理者〉 略]

〈公文書監理官等〉

○ 本ガイドラインにおける「公文書監理官」は、各府省等の組織令等において規定される「公文書監理官」と同一の者である。

「公文書監理官」は、総括文書管理者の職務を助けることを通じ、総括文書管理者の機能を分担し、各府省における行政文書の管理の実質責任者となる。このため、本ガイドラインに明示されている事項以外についても、行政文書の適正な管理の確保の観点から、主導的な役割を担うことが期待される。なお、「公文書監理官」は、CRO（Chief Record Officer の略）と通称することとする。

○ このような公文書監理官の職務をサポートし、府省内の行政文書の管理等の適正性や統一性を確保するため、公文書監理官の下に担当室（「公文書監理官室」等）を置くこととしている。

[略]

4 文書管理担当者

[略]

5 監査責任者

[略]

6 職員の責務

[略]

《留意事項》

[〈管理体制の意義〉・〈総括文書管理者〉 同左]

[加える。]

○ 「公文書監理官」は、「職員からの公文書管理に係る通報窓口の設置について」（平成31年2月1日関係府省庁申合せ）に基づき、公文書管理に係る通報に関する事務を行うこととなっている。当該行政機関の職員等（かつて行政機関に所属していた者を含む。）からの通報を一元的に受け付ける窓口機能を果たし、行政文書の適正な管理の確保に資することが期待される。なお、当該規定は通報処理の責任者であることを明示したものであり、公文書管理の適正化のためには総括文書管理者等の責任者への適切な報告等が必要である。

○ 本省の公文書監理官が、法に基づく行政文書の管理について外局等の総括文書管理者の機能を分担する場合には、外局等の長の定める規則において、当該外局等の管理体制の中に位置付ける必要がある。具体的には、以下の例のように、当該外局等において公文書監理官が果たすべき役割に応じた規定を置き、本省の公文書監理官の職にある者を充てることとする。

【例1】

2 統括文書管理者

- (1) ○○庁に統括文書管理者1名を置く。
- (2) 統括文書管理者は、○○をもって充てる。
- (3) 統括文書管理者は、総括文書管理者の職務を助け、○○庁における行政文書の管理の適正な実施に係る事務を統括する。

【例2】

2 総括文書管理者代理

- (1) ○○庁に総括文書管理者代理1名を置く。
- (2) 総括文書管理者代理は、○○をもって充てる。

(3) 総括文書管理者代理は、命を受け、〇〇庁における行政文書の管理の適正な実施に係る総括文書管理者の事務を代理する。

- なお、外局等の規則において上記のような規定を置かない場合には、当該本省の公文書監理官は、文書管理に関するPDCAサイクルの確立など、法の定める枠組みを超える公文書管理の取組に関して、外局等を含む省全体の文書管理に関する事務について取りまとめ、あるいは省全体の方針に沿うよう調整等を行うこととなる。

<副総括文書管理者>

- 「副総括文書管理者」は、当該行政機関全体の文書管理を総括する総括文書管理者及び公文書監理官を補佐する。ただし、副総括文書管理者が総括文書管理者を直接補佐することとする場合には、「及び公文書監理官」は削って差し支えない。また、本省の公文書監理官が外局等の総括文書管理者の機能を分担する場合であって、外局等の副総括文書管理者による日常的な補佐になじまないときは、外局の規則においては、「及び公文書監理官」は削って差し支えない。

[略]

<監査責任者>

- 「監査責任者」は、文書管理に関するコンプライアンスを確保するため、各文書管理者における法令及び訓令等の遵守状況を把握し改善を図るための「監査」を実施する。
- 「監査責任者」には、公文書監理官室等の課長を充てることを原則とする。

<副総括文書管理者>

- 「副総括文書管理者」は、当該行政機関全体の文書管理を総括する総括文書管理者を補佐する。

[同左]

<監査責任者>

- 「監査責任者」は、文書管理に関するコンプライアンスを確保するため、各文書管理者における法令及び訓令等の遵守状況を把握し改善を図るための「監査」を実施する。
- 「監査責任者」には、当該行政機関における業務監査等の専門部署の課長

<ul style="list-style-type: none"> ○ 「監査責任者」は、<u>公文書監理官の下</u>、監査責任者としての立場で「監査」を企画・実施し、<u>総括文書管理者及び公文書監理官</u>に監査結果を報告（第8-1-(2)）する。また、外部監査を実施する場合においても、外部監査実施者の報告先を監査責任者とすることに留意する。 ○ 適正な監査を確保する観点から、「監査責任者」の実務的な補佐体制（例：監査担当者）を置くことも考えられる。 	<p>を充てることを原則とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 「監査責任者」は、監査責任者としての立場で「監査」を企画・実施し、<u>総括文書管理者</u>に監査結果を報告（第8-1-(2)）する。また、外部監査を実施する場合においても、外部監査実施者の報告先を監査責任者とすることに留意する。 ○ 適正な監査を確保する観点から、「監査責任者」の実務的な補佐体制（例：監査担当者）を置くことも考えられる。
<p>備考 表中の [] の記載は注記である。</p>	